

地方独立行政法人栃木県立がんセンター医療連携施設規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人栃木県立がんセンター（以下「がんセンター」という。）内に、地域の医療機関等とともに当センター連携施設（以下「連携施設」という。）としての協力体制を構築して、本県の病病連携・病診連携・医科歯科医療連携等を促進させ、地域医療の充実と効率的な医療を提供することを目的とします。

(申請)

第2条 連携に同意される医療機関等は、医療連携施設申込書（様式1）により、がんセンター病院長宛に提出してください。

2 がんセンター病院長は、連携施設の申し込みに基づき連携医療機関として登録を行います。また、連携施設の希望（同意）により、認定証の発行、施設名の院内掲示、がんセンターホームページへの掲載をします。

3 連携施設の登録は、原則として自動継続します。

4 登録内容に変更が生じた場合には、登録内容変更届（様式2）をがんセンター病院長宛に届け出てください。

5 連携施設の登録を辞退する場合には、連携施設辞退届（様式3）をがんセンター病院長宛に届け出てください。

(がんセンターの責務)

第3条 がんセンターは連携施設に対して、紹介患者の情報やがんセンターの案内情報等を提供します。

(連携施設の責務)

第4条 連携施設は、患者紹介の際には、診療上必要と思われる事項について、できる限り患者情報を提供し、がんセンター担当医と意見交換できるように努めてください。

(担当)

第5条 地方独立行政法人栃木県立がんセンター医療連携施設登録等に関わる事務手続きに関する事項は、がんセンター地域連携センターが担当します。

付則

この規程は、平成24年10月23日から施行する。

この規程は、平成28年6月15日から施行する。

この規定は、平成28年9月1日から施行する。